

別紙1

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	IFRS の基準を指定国際会計基準に指定する時に、基準の適用日も含めて指定され、日本における任意適用企業の適用日も IFRS の基準に書かれているものと同日であると理解しているが、任意適用を考えている企業等の無用な混乱を避けるために、その点を告示に明記していただきたい。	ご指摘のとおり、指定国際会計基準の指定については、適用時期も含めて行われるものであることから、指定国際会計基準の適用時期については、国際会計基準の規定に従うこととなります。 また、新たに指定された指定国際会計基準が適用（早期適用を除く。）されるまでは、新たな指定により削除された基準であっても、当該新たに指定された指定国際会計基準に相当する基準については、引き続き適用することができます。 上記を明確にするために、連結財務諸表規則ガイドラインを改正しました。
2	指定国際会計基準から削除または改訂された基準書について、今回、新たに指定国際会計基準として指定される基準書が適用されるまでの事業年度においては、引き続き指定国際会計基準として認められることでよいか明確にすべきである。なお、解釈指針についても同様である。	改正後の金融庁告示は、公布の日から適用されることになっており、告示の公布日以後に有価証券報告書の提出日が到来する場合、改正後の指定国際会計基準を適用することは可能です。
3	改正案では、改正後の指定国際会計基準を公布の日から適用するとされている。連結決算日が適用日より前で、適用日の後に有価証券報告書の提出日が到来する場合、当該連結財務諸表を、改正後の指定国際会計基準で作成することができる旨をガイドラインなどで明確にすべきである。	指定国際会計基準の指定は、国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、また、公正妥当な企業会計の基準として見込まれるものについて、所要の手続を経て行うものであり、原則として、国際会計基準の公表から一年以内に行うものとしています（連結財務諸表規則ガイドライン93-1）。 今後も、一定の期間を区切って指定の手続を行うことを考えていますが、その期間については、会計基準の内容等によって柔軟に対応したいと考えています。
4	3月決算会社にとって、3月31日時点でIASBがそれまでに公表した個々の基準等について指定していないことは、会計基準の安定的な運用の観点からは望ましくない。また、今後、指定国際会計基準の任意適用企業数が拡大し、3月決算会社以外の企業も含まれることも想定されることから、現在の指定の手続を見直し、IASBが公表した基準等についてより適時に指定の手続がなされることが望ましい。	
5	平成24年3月13日にIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」が改訂されている。当該基準は早期適用が可能であり、かつ、国際会計基準の初度適用をより合理的な負担で行うことを可能とする改訂内容を含んでいる。このため、所要の手続を経たうえで、当該基準を可及的速やかに指定国際会計基準に追加することが考えられる。	
6	以下の基準については、当面の間、部分的に選択適用（カーブアウト）を認める等の取扱いを検討すべきと考える。 IAS第19号「従業員給付」 IFRS第13号「公正価値測定」 一方で、現在IFRSの任意適用を行っている企業からは、IFRSを任意適用する場合は、IASBが	国際会計基準の任意適用においては、基本的には国際会計基準審議会（IASB）が作成した国際会計基準をそのまま適用することが考えられますが（平成21年6月30日企業会計審議会意見書）、国際会計基準の指定は、国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企

	コメントの概要	金融庁の考え方
	公表するすべての基準が「指定国際会計基準」として指定されるべきとの強い意見がある。IFRSの完全な適用を行わなかった場合でも海外での資金調達に支障をきたすことがないよう、日本の立場を明確に広報する等、当局の政策的配慮が求められる。	業会計の基準として見込まれるものについて、所要の手続（連結財務諸表規則ガイドライン93-1）を経たうえで、行うこととしています。なお、指定にあたっては、会計基準間の整合性の点も含めて検討するものです。 なお、国際会計基準のわが国における適用のあり方については、現在、企業会計審議会において議論されているところであり、その議論も踏まえ、今後検討することが考えられます。
7	IFRSを任意適用する場合は、IASBが公表するすべての基準が指定国際会計基準として指定されるとの理解でよいか。	
8	将来的にIFRS第4号「保険契約」フェーズⅡが基準化されて、日本における指定国際会計基準化の検討が行われる際、及び日本におけるIFRS強制適用等の検討の際には、IFRS第9号「金融商品」に関してIFRS第4号「保険契約」フェーズⅡとの整合性という視点等を踏まえた検討を行っていただきたい。	
9	将来的に国際財務報告基準の強制適用が行われる場合において使用される国際財務報告基準は、任意適用時の指定国際会計基準とは異なるものとなる可能性について、今後検討の余地があるとの理解でよいか。	国際会計基準のわが国における適用のあり方については、現在、企業会計審議会において議論されているところであり、その議論も踏まえ、今後検討することが考えられます。